

近年中国の現地ストが問題となる等、中国での労務管理に悩みはつきません。しかし、2008年以降から整備された労働関連法令に基づく現在の制度と、従業員である中国の人々が日本人とは違いどのような考え方をするかを理解することにより、中国の労務管理問題に対処することは十分可能です。今回より数回に分けて労務管理について連載していきたいと思えます。

Q1 従業員の採用にあたってどのような内容の労働契約を締結すればいいのか知りたいのですが、そもそも中国における労働契約にはどのような種類がありますか。

1. 一般的な労働契約

以下の3種類の労働契約があります。

- (1) 期間の定めのある労働契約
- (2) 期間の定めのない労働契約
- (3) 一定の業務の完了をもって契約期間とする労働契約

このうち(2)期間の定めのない労働契約は、労働契約の終了日を定めていない労働契約のことをいい、契約を終了するためには原則として厳格な解除事由が必要となる等、従業員の解雇が難しくなるため、期間の定めのない労働契約の締結を敬遠する企業も少なくありません。しかし、以下の場合には期間の定めのない労働契約の締結が法律上義務付けられる点に注意が必要です。

- ① 労働者の勤続年数が満10年となる場合
- ② 使用者が初めて労働契約制度を実施または国有企業を再編して、新たに労働契約を締結する場合において、当該使用者における労働者の勤続年数が満10年となり、かつ法定の定年年齢まで10年未満である場合
- ③ 期間の定めのある労働契約を連続して2回締結し、かつ労働者に使用者が一方的に労働契約を解除できる事由がない場合

2. 特殊な労働契約

上記以外に、日本の派遣社員やパート、アルバイトに相当する形態もあります。派遣社員の場合は、派遣社員は派遣会社と労働契約を締結しており、企業は派遣会社と派遣契約を締結します。また、パートタイム使用契約は、一日の労働時間が4時間以内、一週間の労働時間が24時間以内の時給制の労働契約をいいます。パートタイム使用契約は口頭による締結も可能ですが、契約を終了する際に従業員から正社員であるなどと主張されることを回避するため、企業としては書面で契約を締結した方がよいでしょう。

また、日本の労働協約に相当するものとして、労働報酬、労働時間、休憩・休暇、労働安全・衛生、保健・福利などの事項について、従業員側と企業が集団協議を行い締結する集団契約もあります。

Q2 労働契約の締結にあたって特に注意すべき点がありますか。

労働契約は、書面によって締結されなければなりません。そして実際に働いているにも関わらず、書面で労働契約が交わされていない場合、以下の不利益が課されますので注意が必要です。

- ① 従業員が勤務を開始した日から1か月以内に書面契約を締結しない場合、使用者は、2か月目以降から、当該従業員に対し毎月2倍以上の賃金を払わなければなりません。
- ② 勤務開始日から満1年が経っても書面契約を締結していない場合、当該労働者との間で期間の定めのない労働契約を締結したものとみなされます。

従業員が書面による労働契約の締結を拒否した場合であっても、企業は上記不利益を免れることが出来ませんので、必ず書面による労働契約の締結を行う必要があります。

Q3 一定の場合には期間の定めのない労働契約の締結が義務付けられるとのことですが、現地で不用意に期間の定めのない労働契約を締結することはリスクが高い気がします。期間の定めのない労働契約が義務付けられる場合について、もう少し詳しく教えてください。

期間の定めのある労働契約を連続して2回締結し、かつ労働者について使用者が一方的に労働契約を解除できる事由がない場合について、実務上、「2回締結」の解釈について見解が分かれている点に注意が必要です。すなわち、過去に「2回締結」した後、使用者が労働者の更新の希望に応じて3回目の労働契約を締結する際には期間の定めのない労働契約の締結が義務付けられるという見解と、2回目の期間の定めのある労働契約の契約期間満了時点で自動的に期間の定めのない労働契約の締結が義務付けられるという見解が存在しているのです。仮に後者の見解が採用される場合には、期間の定めのある労働契約を1回行う間に、従業員を見極めなければならないことになってしまいます。

そこで、このようなリスクを考慮して、1回目の労働契約期間を3年以上の比較的長期に設定し、従業員を見極める期間を長くすることが考えられます。また、従業員が希望すれば、期間の定めのある労働契約を連続して2回締結した後であっても、さらに期間の定めのある労働契約を締結することは可能であるため、条件を優遇することにより期限の定めのある労働契約に誘導することも考えられます。

<当事務所の連絡先>
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付12階）
Tel: 03-5501-2111 Fax: 03-5501-2211
E-Mail: info@aplaw.jp
<http://www.aplaw.jp/>